

半田市国民健康保険短期被保険者証交付事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国民健康保険税の負担の公平の原則に基づき、滞納者に対し納税意欲の増進を図り、国民健康保険事業運営の安定を図ることを目的に、国民健康保険短期被保険者証（以下「短期証」という。）の交付事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象世帯)

第2条 短期証の交付対象は、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 国民健康保険税（以下「保険税」という。）を1年以上納付していない世帯
- (2) 保険税の納税誓約の履行が6月以上滞り、継続的な折衝が必要と判断された世帯
- (3) 再三にわたる督促及び催告にもかかわらず、複数年度にわたり保険税の滞納があり、継続的な折衝が必要と判断された世帯

(有効期限)

第3条 短期証の有効期間は6月間以内とし、その有効期限は、短期証の交付日に応じて、8月末又は2月末とする。

2 前項の規定にかかわらず、短期証の交付後も保険税の納税状況の改善が見られない場合は、有効期間を3月間以内とし、その有効期限を短期証の交付日に応じて、5月末、8月末、11月末又は2月末とした短期証を交付することができるものとする。

(短期証の交付)

第4条 短期証は、保険税の納付相談後に窓口で交付する。ただし、納付相談に応じられない特別な事情があると認められる場合に限り、郵送により行うことができるものとする。

(対象世帯の解除)

第5条 短期証の交付を受けている世帯について、保険税滞納額が完納された場合は、短期証を返納させたうえで、直近の保険証一斉更新時までを有効期間とする保険証を交付するものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成10年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。